

代理出席の取扱いについて(案)

平成 27 年 10 月 29 日

アドバイザリーボード決定案

国立研究開発法人日本医療研究開発機構アドバイザリーボードにおける委員の代理出席の取扱いについて、次のように定める。

- 1 議長は、アドバイザリーボードの委員が、やむを得ない理由のため会議に出席できない場合であって、かつ、当該委員からあらかじめ申出があったときは、当該委員を代理する者の会議への出席を認めることができる。